

可児市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、可児市犯罪被害者等支援条例（平成31年可児市条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定による犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。ただし、交通事故に係る行為を除く。
- (2) 犯罪被害者 法第2条第2項に規定する犯罪被害により死亡又は重傷病を負った者をいう。
- (3) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病の治療に要する期間が1箇月以上であると医師により診断を受けたものをいう。
- (4) 遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

(見舞金の支給等)

第3条 市は犯罪被害者又はその遺族に対する犯罪直後の経済的負担の軽減を目的として、見舞金を支給する。

2 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 重傷病見舞金 100,000円

3 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、遺族見舞金の額は、200,000円とする。ただし、犯罪行為を受けた日から起算して1年を経過して死亡した場合は、遺族見舞金は、支給しない。

(犯罪被害者等見舞金支給審査会)

第4条 市長は、見舞金の支給について、適正かつ円滑な運用を図るため、市に犯罪被害者等見舞金支給審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織)

第5条 審査会は、委員若干人をもって組織する。

- 1 審査会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は総務部長を、副会長は総務課長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。
- 3 会長は、審査会の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(見舞金の支給対象者)

第6条 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる見舞金の

区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した市内に住所を有する犯罪被害者と同一の世帯に属する遺族又は市長が適当と認める者
- (2) 重傷病見舞金 重傷病を負った市内に住所を有する犯罪被害者（当該犯罪行為が行われた日に市内に住所を有する者に限る。）又は市長が適当と認める者

2 見舞金の支給を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、可児市犯罪被害者等見舞金支給届出書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて届出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

- ア 前項第1号に規定する犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書等その他死因が確認できる書類の写し
- イ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 前項第2号に規定する犯罪被害者の重傷病の治療期間が確認できる医師の診断書の写し
- イ その他市長が必要と認める書類

（見舞金の支給を受けようとする者の届出期限）

第7条 前条第2項の届出は、届出者が、犯罪行為による犯罪被害者の死亡又は重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき又は当該犯罪被害の発生を知った日から1年以内であっても犯罪行為が行われた日から2年を経過したときは、届出を行うことができないこととする。

（支給の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に同居の関係又は親族関係（加害者が犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。）が認められる場合
- (2) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪行為について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による教唆し、又は幫助する行為があった場合
- (3) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪行為について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行、脅迫等当該犯罪等を誘発する行為があった場合
- (4) 前3号までに掲げる場合のほか、見舞金の支給を行うことが適切でない認められる場合

（見舞金の取り消し）

第9条 市長は、前条各号に掲げる場合が判明した場合は、見舞金を返還させることができる。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。